

令和8年1月26日

子ども家庭部保育運営課

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、「子ども・子育て支援法」第54条の2第3項および第72条の3が改正され、市町村長は乳児等通園支援事業の定員を定めようとするとき、認可保育所等と同様に、子ども・子育て会議において意見を聴かなければならないこととされました。

1 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。令和7年度に法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から法に基づく新たな給付として全ての自治体において実施される。

2 事業の実施について

- ① 対象:0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども
- ② 利用可能時間:1人あたり月10時間

3 事業主体

多様な主体の参画を認める。(主な実施場所としては保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等が想定されている)

板橋区では令和8年4月より、保育施設等約20園での実施が検討されている。

4 実施種別

- ① 余裕活用型:保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う
- ② 一般型:施設の利用定員とは別に定員を設定し、受け入れを行う